

○佐々町軽自動車税課税保留及び課税取消処分事務取扱要綱

平成25年4月8日要綱第9号

改正

令和4年3月31日要綱第18号

佐々町軽自動車税課税保留及び課税取消処分事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、軽自動車等が解体、所在不明等の理由により所有していないにもかかわらず課税されている場合について、課税の適正化と事務の効率化を図るため、軽自動車税の課税保留又は課税取消処分（以下「保留処分等」という。）を行うことについて、佐々町税条例（昭和30年条例第1号。以下「条例」という。）第87条第2項及び第3項の規定によるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）軽自動車等 条例第80条第1項に規定する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車のことをいう。
- （2）課税保留 新たな課税についてそれを保留し、納税義務を発生させないことをいう。
- （3）課税取消 既になされた課税について、遡ってそれを取り消すこと。また、既になされた納税義務の決定についても遡って取り消すことをいう。

（範囲）

第3条 軽自動車税を保留処分等にする軽自動車等は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

- （1）盗難等の被害によって軽自動車等の所在が不明となっているもの（以下「盗難車」という。）
- （2）火災等で軽自動車等としての機能を失ったもの（以下「被災車」という。）
- （3）車体を解体したことにより軽自動車等としての機能を滅失したもの（以下「解体車」という。）
- （4）軽自動車等の機能が廃され、通常、道路において運行することが不可能な状態にあるもの（以下「用途廃止車」という。）
- （5）納税義務者が行方不明となっているもの（以下「納税義務者行方不明」という。）
- （6）軽自動車等が行方不明となっているもの（以下「軽自動車等行方不明」という。）
- （7）自動車車検制度による登録（以下「車検登録」という。）によらない譲渡、下取り等によって、軽自動車等を所有又は使用しなくなったもので、譲受人と軽自動車等がともに所在不明であり、かつ、車検登録のある軽自動車等の場合は、自動車検査証（以下「車検証」という。）の有効期限から6か月以上経過してもなお判明しないもの（以下「未登録譲渡軽自動車等」という。）
- （8）車検登録している軽自動車等で、車検証の有効期間を6か月以上経過しており、かつ、今後も車検登録の更新がないことが推定できるもの（以下「車検切れ軽自動車等」という。）
- （9）納税義務者の死亡等により相続人の認定が困難であるもの（以下「相続人不在」という。）
- （10）その他特殊事情によるもの（以下「その他」という。）

（申立て）

第4条 納税義務者又は軽自動車等に関係のある者で、前条の規定に該当する軽自動車等の保留処分等を受けようとする者（以下「申立人」という。）は、軽自動車税課税保留（取消）申立書（様式第1号。以下「申立書」という。）へ必要に応じ、別表中に定める書類を付して町長に申請しなければならない。

（調査）

第5条 町長は、前条に規定する申請があったとき又は職権で保留処分等の必要な軽自動車等に該当する事情を察知したときは、必要に応じ、軽自動車税の保留処分等に関する調査書（様式第2号。以下「調査書」という。）により調査を実施し、保留処分等を決定するものとする。

（原因となる日及び時期）

第6条 保留処分等の原因となる日の認定及びその区分並びに保留処分等の時期は、次の各号に定めるところとする。

- （1）保留処分等の原因となる日及びその区分は、別表中に定めるところとする。
- （2）保留処分等の時期は、課税保留又は課税取消処分の原因となる日の属する年の翌年度以降に課する軽自動車税から行うものとする。

（処理手続及び決定）

第7条 保留処分等に係る事務処理の手続きは、保留処分等をする原因により区別して取り扱うものとし、保留処分等に必要な書類を添えて軽自動車税課税保留（取消）処理簿（様式第3号）により処理する。

（保留処分等の後における課税等）

第8条 保留処分等の後において軽自動車等の所在が確認できた場合の課税については、地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の5第1項の規定により、当該確認のできた日の属する年度の法定納期限から起算して3年前まで遡って賦課できるものとする。ただし、保留処分等を受けた軽自動車等について、偽りその他不正な行為により当該課税保留処分等を受けたことが判明したときは、当該法定納期限から起算して7年前までとする。

2 町長は、課税保留処分を決定した日から3年を経過しても、当該課税保留処分を受けた者がその対象となった軽自動車等を所有していないと認められる場合は、当該課税保留処分を行った時から課税を取り消すものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 施行日期日に申し立てのあったもので、かつ、客観的にその事実を確認できるものについては、平成25年4月1日から該当する処分区分を適用する。

附 則(令和4年3月31日要綱第18号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

	保留処分の原因	申立書に付す書類	調査要領	処分の原因となる日	処分の区分
1	盗難車	盗難届出受理証明書 (警察署長発行)	盗難届出受理証明書があれば調査を省略する。 この証明書の交付が受けられない場合は、警察署に照会し、犯罪事件受理簿にある受理番号、盗難年月日、盗難場所、被害者の住所氏名、盗難物の種類等を確認する。	犯罪事件受理簿に登載されている盗難の日	課税保留
2	被災車	被災(り災)証明書 (市町村長又は消防署長発行)	被災(り災)証明書により滅失したことが認められれば調査を省略する。書面での認定が困難な場合は、関係者の証言等で認定する。	証明書に記載された被災の日又は関係者の証言で確認された被災の日	課税取消
3	解体車	解体証明書	解体を証する書面を確認し、必要事項の記入があるものは、特別な場合を除き調査を省略する。 ただし、証明書等がない場合は関係者に事情聴取を行う。	解体証明書等による解体の日(ただし、解体証明書等の客観的な証拠がない場合には、保留処分の申立をした日)	課税取消(ただし、客観的な証拠がない場合には課税保留)
4	用途廃止車	現況を確認できる書類、写真等 調査書	納税義務者から軽自動車等が用途廃止となった経緯について事情聴取を行う。	用途廃止となった日、又は調査により使用不可能と認定した日	課税取消(ただし、客観的な証拠がない場合には課税保留)
5	納税義務者行方不明(納税通知書等返戻者を含む)	調査書	住民登録、住民税課税状況等の調査を行い、当初居所の調査や現地における近隣者、勤務先、家主、地主、その他関係機関等追跡調査を実施する。	公示送達後1年を経過した日、又は調査により保留処分等を決定した日(車検の有効期限が6か月以上経過しているもの)	課税取消
6	軽自動車等行方不明	調査書	納税義務者から軽自動車等が行方不明になった原因について事情聴取を行う。	保留処分等の申立をした日	課税保留
7	未登録譲渡軽自動車等	調査書	納税義務者から軽自動車等を未登録譲渡した経緯について事情聴取を行う。	譲渡した日、又は調査により譲渡したと認定した日	課税取消(ただし、客観的な証拠がない場合には課税保留)
8	車検切れ軽自動車等	調査書	軽自動車協会にて車検切れであることを確認する。	有効期間の満了日	課税取消
9	相続人不在	調査書	戸籍、住民登録、住民税課税状況等の調査を実施する。	保留処分等の決定をした日	課税保留
10	その他	調査書	関係者に事情聴取等を行い、必要があれば別途調査を実施する。	調査の結果により決定した日	課税保留

年 月 日

軽自動車税課税保留（取消）申立書

佐々町長 宛

申立人 住所

氏名 印

下記の軽自動車税について、次の事由により 年 月 日以降所有（使用）していませんので、賦課についての配慮をお願いします。

又、万一問題が生じた場合は自らの責務において解決し、後日、諸事情に変化があった場合は速やかに報告することを誓約します。

登録番号		車体番号	
車種		型式・年式	
車名		総排気量	
登録年月日		事実発生日	
車検有効期限		登録抹消日	
所有者		使用者	

※盗難届出証明書がない場合は記入してください。（盗難届出受理番号 ）
軽自動車税等の状況・経過を詳しく記載の上事実を証明する書類を添付してください。
（り災証明書、交通事故証明書、盗難届出済証明書、解体証明書、その他）
申立事由

※ 自署の場合は押印不要

軽自動車税の保留処分等に関する調査書

車両又は登録番号			登 録 年月日	
車台番号				
所有者	住所			
	氏名			
使用者	住所			
	氏名			
定置場				
課税保留等の理由		課税保留等の原因となる日（ 年 月 日）		
添付書類				
課税保留等を決定した 年月日				

当該車両の状況を調査した結果、上記のとおりですので、 （課税取消、課税保留）とする。 年 月 日 担当者職氏名	年度以降保留処分
--	----------

軽自動車税課税取保留（取消）処理簿

納税義務者名		標識番号			
個人番号		車種		税額	
住所					
処理一覧 該当項目	1 盗難車 2 被災車 3 解体車 4 用途廃止車 5 所有者等行方不明 6 軽自動車等行方不明 7 未登録譲渡軽自動車等 8 車検切れ軽自動車等 9 相続人不在 10 その他				
処理日					
保留処分とした 理由					
収納状況					
年度	通知書番号		未納・収納額		

号

年 月 日

様

佐々町長

課税保留処分等申立てに対する決定通知書

年 月 日付で軽自動車税の課税保留処分等申立てのありましたことについて、課税 保留・取消 処分と する・しない ことに決定しましたので、通知します。

決定理由

この通知書の内容に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起できることとされていますが、①異議申立てがあった日から3月を経過しても決定がないとき、②処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことに付き正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。